

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社東和設備	高知県高知市介良乙577-1

2. 指名停止措置期間

令和6年9月5日 から 令和6年10月4日 まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

（株）東和設備は、専任の主任技術者等の配置が義務づけられている民間発注工事において、建設業法第7条第2号に規定される営業所の専任者を主任技術者として配置していたことが建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年8月19日、高知県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号の規定に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 山本 隆（内線2511）

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司（内線2512）